

## 改正個人情報保護法第 25 条・第 26 条の確認・記録義務の方向性について

平成 26 年に発生した民間企業における大規模漏えい事案を契機として、名簿屋対策を目的とするトレーサビリティの規定（注 1）が新設された。また、オプトアウト規定（注 2）を利用する事業者の個人情報保護委員会への届出義務及び委員会による公表の規定も導入され、これらの制度が相まって、違法な名簿屋による個人データの流通を抑止しようとするものである。

他方、正常な事業活動を行っている事業者に対する過度な負担を懸念する声が多く上がっていることから、現実的な規則の在り方について検討する必要がある（衆議院内閣委員会における附帯決議（平成 27 年 5 月 20 日）、参議院内閣委員会における附帯決議（平成 27 年 8 月 27 日）。別添参照。）。

事業者に対する過度な負担となるおそれのある具体的な課題として、次の【事例】①～⑦が示されてきている。これらに対しては、国会の議論等を踏まえ、＜対応案＞①～⑦を軸に検討を進める（別紙「＜参考＞対応案①～⑦を前提とした確認・記録義務の基本的な考え方」も参照。）。なお、その他の規則制定事項（記録・確認方法、記録事項、保存期間）についても、引き続き、検討を進める。

（注 1）提供者は、提供年月日や提供先の氏名等を記録。受領者は、提供元の氏名等、取得経緯等を確認し、提供を受けた年月日や確認に係る事項等を記録。いずれの記録も、一定期間、保存。

（注 2）第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて提供を停止することとしている場合であって、あらかじめ、個人データを第三者に提供する旨・提供するデータ項目・求めに応じて提供を停止する旨・提供方法等を本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いた上で、本人の同意を得ることなく第三者に提供すること。

**【事例①】** SNS 等の web 上で個人 A のプロフィール、投稿内容等を閲覧した事業者 B は、確認・記録作成を行わなければならないか。

＜対応案①＞個人 A による提供とみなし、SNS 等運営業者による第三者提供には該当しないものと整理する。

**【事例②】** 事業者 A のオペレーターが、顧客 B から販売商品の修理依頼の連絡を受けたため、提携先の修理業者 C につなぐこととなり、B の同意を得た上で B に代わって、B の氏名、連絡先等を C に伝える場合、A は記録作成を行わなければならないか。

＜対応案②＞事業者 A は顧客 B に代わって修理業者 C に B の個人データを提供しているとみなし、A による第三者提供には該当しないものと整理する。

【事例③】団体Aが、あらかじめ同意を得た上で、地域の税理士等の氏名・連絡先等を記載した名簿を作成し、団体加盟企業に配布する場合、団体Aは、その都度、配付した年月日等の記録作成を行わなければならないか。

<対応案③>本人の同意に基づき個人データを提供する場合の記録事項は緩和する。

【事例④】金融機関Aの営業員が、家族Cと共に来店した顧客Bに対して、保有金融商品の損益状況等を説明する場合、顧客Bの個人データを家族Cに第三者提供をしたものとして、同席する家族Cの氏名等の記録作成を行わなければならないか。

<対応案④>金融機関Aは、家族Cを含む顧客B側に対して提供しているとみなし、第三者に対する提供には該当しないものと整理する。

【事例⑤】電力会社Aが、利用者Bからの申込により振替口座として指定されている銀行Cに対し、口座振替のために必要な情報（氏名、口座番号、金額等）を通知する場合に、電力会社A及び銀行Cは、別途、記録作成を行わなければならないか。

<対応案⑤>本人（利用者B）が当事者である契約等（口座振替による支払委託契約等）に基づき、電力会社A・銀行C間で個人データが授受される際は、当該契約等を証する書類（預金口座振替依頼書等）の記録をもって記録義務に代え得るものと整理する。

【事例⑥】事業者Aの営業担当が、取引先を紹介する目的で、データベースとして管理しているファイルから名刺1枚を取り出してそのコピーを事業者Bの営業担当に渡す場合、Bは「個人データ」を受け取ったものとして、確認・記録作成を行わなければならないか。

<対応案⑥>事業者Bは、「個人データ」の提供を受けていないとみなし、確認・記録義務は適用されないものと整理する。

【事例⑦】同一の個人情報取扱事業者間で反復継続して同一項目の個人データを授受するような場合、個々の個人データの授受ごとに確認・記録作成を行わなければならないか。

<対応案⑦>包括的に記録を作成することができるものと整理する。

## &lt;参照&gt;

## ○改正個人情報保護法

(公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日時点)  
(第三者提供の制限)

第23条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データ(要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。)について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

一 第三者への提供を利用目的とすること。

二 第三者に提供される個人データの項目

三 第三者への提供の方法

四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

五 本人の求めを受け付ける方法

3 (略)

4 個人情報保護委員会は、第2項の規定による届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該届出に係る事項を公表しなければならない。前項の規定による届出があったときも、同様とする。

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合

二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

6 (略)

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 25 条 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者（第 2 条第 5 項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条において同じ。）に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第 23 条第 1 項各号又は第 5 項各号のいずれか（前条の規定による個人データの提供にあつては、第 23 条第 1 項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 26 条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第 23 条第 1 項各号又は第 5 項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名

二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 前項の第三者は、個人情報取扱事業者が同項の規定による確認を行う場合において、当該個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。

3 個人情報取扱事業者は、第 1 項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関

する記録を作成しなければならない。

- 4 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

第 83 条 個人情報取扱事業者（その者が法人（法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第 87 条第 1 項において同じ。）である場合にあっては、その役員、代表者又は管理人）若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

○衆議院内閣委員会における附帯決議（平成 27 年 5 月 20 日）

1～3.（略）

- 4 第三者提供に係る記録の作成等の義務については、その目的と実効性を確保しつつ、事業者に過度な負担とならないように十分に配慮するとともに、悪質な事業者への対策については一般の事業者に過度な負担とならないよう実態調査を行った上で、有効な措置を講ずること。

（以下省略）

○参議院内閣委員会における附帯決議（平成 27 年 8 月 27 日）

1～3 （略）

- 4 第三者提供に係る記録の作成等の義務については、その目的と実効性を確保しつつ、事業者に過度な負担とならないよう十分に配慮すること。

（以下省略）

# <参考> 対応案①～⑦を前提とした確認・記録義務の基本的な考え方

実質的に「第三者提供」ではないと評価できるか。

実質的に「第三者提供」に該当しない場合は、確認・記録義務は不適用（対応案①、②、④）。

本人を当事者とする契約等に基づき、個人データの提供か。

本人を当事者とする契約等に基づき、個人データを授受する場合は、当該契約等を証する書類の記録をもって記録義務に代替可能（対応案⑤）。

単体の個人データの提供か。

単体の個人データの提供を受けた受領者には、確認・記録義務が適用されない（対応案⑥）。

本人同意による第三者提供か。

本人同意による提供は記録事項の緩和（対応案③）。また、包括的な記録作成も可能（対応案⑦）。

名簿屋等に対する厳格なトレーサビリティーの適用。

YES

NO

